

## 一般社団法人千ヶ峰・自由学園 会員規程

### (総則)

第1条 この規程は、一般社団法人千ヶ峰・自由学園(以下、「本法人」という。)の定款(以下、「定款」という。)第3章及び第7章の各規定に基づき、本法人の会員の入退会及び会費等に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定及び本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

### (会員の種別)

第2条 本法人の会員(以下、「会員」という。)の種別は、定款第5条に定めるとおり、一般会員、法人会員で構成する。

### (資格要件)

第3条 会員資格の要件は、次のとおりとする。

- (1)一般会員 本法人の目的に賛同し、所定の入会手続を行い、理事会で承認され、会費を納入した個人。
- (2)法人会員 本法人の事業を賛助し、所定の入会手続を行い、理事会で承認され、会費を納入した法人及び団体。

### (入会申込)

第4条 入会を希望するものには、本法人指定の入会申込書、または入会申込フォームに必要事項を記入し、本法人事務局に申し込むものとする。

2 理事会においてその可否を決定し、これをそのものに通知するものとする。

### (会費)

第5条 会員は、以下のとおり会費を納めなければならない。(1)一般会員会費 6,000円 (2)法人会員会費 60,000円

2 会費は、年会費制とし、原則として、本法人の請求に基づき全納一括納付とする。

### (基金制度)

第6条 本法人は、基金を引受けるものの募集をすることができる。

### (基金の拠出者の権利に関する規定)

第7条 本法人の基金は、本法人の解散するときまでは返還しないものとする。

(基金の返還手続)

第 8 条 基金の返還に関しては、理事会で決定する。

(会費等の返還)

第 9 条 本法人は、定款第 7 条及び第 8 条、並びに第 9 条に規定されている退会や除名などの会員資格喪失に際し、既に納付された会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(会員資格の取得)

第 10 条 入会手続を経たものは、会費の納入が確認された後、会員として登録される。なお、入会日は登録日とする。

(有効期間)

第 11 条 本規程に基づく会員契約期間は、前条で定めた登録日から 1 年間とする。

(変更の届出)

第 12 条 会員は、その名称、住所、連絡先等、本法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続を行うものとする。

2 会員が前項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、本法人はその責任を負わないものとする。

(退会)

第 13 条 退会を希望するものは、本法人指定の退会届に必要な事項を記入し、本法人事務局に申し込むことで、いつでも退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後の本法人に対する未払い分の支払を免れないものとする。

(会員資格の喪失)

第 14 条 本法人の会員資格の喪失は、定款第 9 条に定めるとおりとする。

(一般会員及び法人会員の権利)

第 15 条 一般会員及び法人会員は、以下の権利を有する。

- (1)社員総会は、一般会員及び法人会員をもって構成し、各 1 個の議決権を有する。
- (2)社員総会にて、議案を発議できる権利を有する。

(サービスの利用)

第 16 条 会員は、本法人の提供する以下のサービスを利用することができる。

- 児童、青少年の能力を伸ばす自由修学事業
- 老若男女の心身の健康を増進するための研修事業
- 地域資源の有効活用事業
- 講演会等やセミナー等本法人主催のイベント参加、関連情報の提供

(知的財産権の保護)

第 17 条 前条のサービスによって提供される情報の著作権は、知的財産権を含めて本法人に帰属する。

(情報の二次使用权)

第 18 条 第 15 条のサービスによって提供される情報は、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権を含む知的財産法に抵触して使用することを禁止する。

(免責及び損害賠償)

第 19 条 戦争・テロ・暴動・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止または一時中止せざるを得なかった場合、本法人は一切の責任を負わないものとする。

2 会員は、本法人が提供する資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本法人は一切責任を負わないものとする。

3 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、本法人は一切責任を負わないものとする。

4 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。

5 本規約に違反した会員に対し、本法人は告知なしにサービスの利用停止、会員資格の喪失の措置をとることもあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。

6 登録メールやパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、本法人に重過失がある場合を除き、本法人は一切責任を負わないものとする。

7 会員の情報が不正確または虚偽の内容であったこと等により、他会員が被ったすべての損害および不利益について、本法人は一切責任を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第 20 条 本法人は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期するものとする。

(補則)

第 21 条 本規程に定めがなく、実施上補則を要する事項については、その都度理事会の議決により、代表理事が別に定める。

(付則)

本規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。